

山形県住民基本台帳ネットワークシステム代表端末機器等の 賃貸借の調達に係る仕様書

1 概要

(1) 業務の名称

山形県住民基本台帳ネットワークシステム代表端末機器等の賃貸借

(2) 賃貸借期間

令和7年12月1日～令和12年11月30日まで

(3) 業務の目的

代表端末機器等（代表端末、ファイアウォール、ネットワーク機器、プログラムプロダクト、マニュアルを含む）の更新に伴う調達、設置、構築及び保守作業等を実施することで、システムの安定稼働を実現する。

(4) 業務遂行上の留意事項

本業務は、機器調達及び現行機器からの移行作業を含め一括して賃貸借で調達するとともに、賃貸借期間中の機器等保守についても本調達に含めるものとする。

移行作業の範囲は、令和7年12月1日から本業務により新たに調達される機器等及び現在稼働中の業務端末が、現行のネットワーク設備及びサーバ等と連携し正常に稼働するよう、既存機器を含めた設定変更及び動作の正常性確認試験等を実施することを想定している。

2 調達の範囲

本業務は、次に記載の機器等更新作業及びハードウェア、ソフトウェア保守等を調達の範囲とする。

(1) 機器等更新作業

① 本仕様書及び「別紙1 機器等の仕様」に記載のハードウェア、ソフトウェアの調達を実施すること。（地方公共団体情報システム機構から配付される都道府県機器整備概要を参照。入札後、落札業者に県から提供予定。）

② 上記で調達した機器等の据付調整（設置、耐震、LAN配線等）及び設定作業（ソフトのインストール、各種環境設定等）を実施すること。

③ 既存機器を含めた設定変更及び動作の正常性確認試験を実施すること。
かかる費用についても本調達に含めること。

なお、令和7年12月1日以降は、本業務により調達されるネットワーク環境、代表端末が、現在稼働中の業務用端末等と連携して稼働する。

④ その他、更新機器等が正常に稼働するための一切の作業を含むこと。

⑤ 詳細な仕様は「別紙2 機器等更新作業の仕様」を熟読のうえ実施すること。

(2) ハードウェア、ソフトウェア保守

機器等更新作業で導入した機器等（ハードウェア、ソフトウェア）保守について
詳細な仕様は「別紙3 保守等の仕様」を熟読のうえ実施すること。

また、必要な保守・ライセンス経費も含むこと。

(3) その他

本業務には、上記、(1)、(2)に明示している一切の費用を含むこと。

また、システム稼動に必要な物品及び作業については、本仕様書の記載に関わらず提供すること。

3 調達機器等の設置条件

(1) 調達機器等の設置場所、数量及び本県で提供する電源容量については、提案する機器で算出し本県に提出すること。

(2) 賃貸借開始日前日までに本県が指定した設置場所に使用可能な状態で設置すること（山形県住基ネットの構成については別紙3「住民基本台帳ネットワークシステム機器概念図」を参照すること）。

(3) 設置場所は下記のとおりとする。

山形県庁 中地下1階サーバ室内（山形市松波2-8-1）

4 機器等の仕様及び作業条件

(1) 機器等の仕様に関する条件

① 調達機器の構成及び仕様は「別紙1 機器等の仕様」のとおりとする。

② 本調達で導入する機器等は、記載している仕様を満たし本番環境において問題なく動作する機能、性能を有していること。

尚、「別紙1 機器等の仕様」に記載されている各機器等の仕様は、特に表記する場合を除き、当該装置一台あたりの要求数を記載している。

③ 機器等の機種及びバージョンについては、特に指定のない限り、最新の機種及び最新のバージョンのものを導入すること。

④ ソフトウェアについては、メディア（媒体）、ライセンスも含めること。

ライセンス数については、ソフトウェア利用条件に抵触しないものとする。

⑤ システムの安定稼動及び継続した運用を担保するため、仕様書「備考欄」に指定と記載しているものは、変更することはできない。

⑥ セキュリティに関する機能を提供する製品は、ISO/IEC 15408認証を取得していることが望ましい。

⑦ 契約終了日までにサポートが終了しない機器等を選定すること。

(2) 作業に関する条件

① 機器等更新作業については、本県担当者の指示に従い無理のないスケジュールにて実施すること。尚、スケジュールに関しては「別紙5 スケジュール（案）」を参照すること。

② 現行システムについては、本県及び現行システム受託業者が運用しているため、機器等更新作業において切り替え時に現行システム受託業者の立会いを実施し、本稼動に万全を期すこと。また、保守作業に移行する場合についても、

現行システム業者との引継ぎを実施すること。

上記、現行システム業者の立会い・引継ぎの費用及び現行システム業者への作業依頼に関わる費用については、本調達に含めること。

- ③ 各作業に関わる責任者及び担当者については、事前に書面にて報告すること。
- ④ 本調達に定める作業内容を十分に理解し、且つ、業務遂行に必要な知識・能力・経験を有する要員を配置すること。
- ⑤ システム構築において、現行システム業者の支援が必要な場合の費用については、本調達に含めること。
- ⑥ 本業務の範囲内で、住民基本台帳ネットワークシステムの動作を保障すること。
- ⑦ 作業期間中、本県と受託者は進捗会議（随時）を開催すること。開催日程・参加者等については、別途協議の上取り決めること。
- ⑧ 作業期間中に発生した機器等の障害については受託者が対応し、費用についても、本調達に含めること。

（３）作業要件

- ① システムの構築ならびに運用維持において、適切なＳＥによる支援作業及びサポートを実施すること。また、都道府県住民基本台帳ネットワークシステムに精通した要員を配置すること。
- ② 一元的なサポート窓口を開設し、本県へ明示すること。

（４）その他

本契約終了後の機器撤去作業に関し、受託者は蓄積されたデータの消去、設置場所からの解体、取り外し、荷造り、廃棄物処理を実施すること。

なお、データ消去については、消去方法を本県と協議し決定するとともにデータ消去証明書を発行すること。かかる費用については、本調達に含めること。

５ 納入に関する条件

（１）納入要件

- ① 契約締結日から令和12年11月30日までに、現行システムの動作検証を実施し、本県立会いのもと動作確認を行い引き渡すこと。
- ② 必要な設計書、試験報告書等を賃貸借開始日前日までに納品すること。
- ③ 機器設置作業終了後、本県による検査を実施することとする。尚、随時の確認・報告を妨げるものではない。
- ④ 検査に要する経費及び要員等の経費については、本調達に含むものとする。
- ⑤ 検査に合格したときに引渡しが完了したものとする。

６ 機密保持及び再委託条件

（１）機密保持

受託者は、いかなる場合においても本契約中に知りえた情報を他に漏洩してはならない。

（２）再委託

- ① 受託者は、本契約の全部又は一部を第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ書面により発注者の承諾を得た場合、この限りではない。
- ② 承諾された場合であっても、受託者が負担する義務と同等の義務を当該委託先に負わせるものとする。

7 その他

(1) 情報の管理

本委託業務の遂行にあたっての情報管理について、次の点に留意すること。

- ① 本業務に関わる者は、個人情報等の管理を適正かつ厳格に行うこと。
- ② 本業務に携わる者は、事業の遂行を通じて知り得た情報を漏らしてはならないこと。また、その職を退いた後も同様とすること。

(2) 施行管理に関する要件

- ① 本県は、業務の実施状況、機密情報の管理及び保管状況等について、業務を実施する場所等に立ち入り、定期又は随時にシステム監査を行うことができるものとする。
- ② 受託者は、システム監査の実施に必要な協力を無償で行うこと。

(3) データ等の引継

- ① 本業務の契約が終了した際には、蓄積されたドキュメント、データ、プログラム等を汎用性のある形で本県に引継ぐこと。
- ② なお、後継機器が決定している場合には、その機器への移行、移植が行える形で引継ぐこと。
- ③ 本システムの保守運用等を引継ぐ者（後任者）に対して業務内容（システム保守作業等）の完全な引継ぎを行い、業務終了後の運用が滞らないようにすること。

(4) 山形県情報セキュリティポリシーの遵守

受託者は、業務を実施するにあたっては「山形県情報セキュリティポリシー」を理解し、遵守すること。

(5) 業務従事者の適正な労働条件の確保

受託者は、従事者の雇用にあたっては、労働基準法、最低賃金法及び労働安全衛生法等の労働関係法令を遵守するものとする。

(6) 遵守すべき主な法令等

受託者は、本件について、本仕様書、関係する本県の条例及び規則等を熟知し、本県の指示に従い、誠実にこれを履行するものとする。

別紙一覧

別紙 1	機器等の仕様
別紙 2	機器等更新作業の仕様
別紙 3	保守等の仕様
別紙 4	機器構成概念図
別紙 5	スケジュール（案）

別紙 1 機器等の仕様

各機器は、次の仕様を満たすこと。

(1) 代表端末（サーバ） 1 台

項	機能	仕様	備考
ハードウェア要件			
1	形状	EIA 基準準拠 19 インチ ラックマウント型とすること	
2	CPU	Xeon プロセッサ (2.00GHz 以上かつ 1CPU 当たりのコア数が 2 以上 のもの) を 1 個以上搭載すること または、上記プロセッサと同等以上の性能を有する互換 プロセッサ (1CPU 当たりのコア数が 2 以上のもの) を 1 個以上搭載すること CPU は 64 ビットバージョン (x64 対応、またはこれに相当するアーキテクチャ) の製品であること	
3	メモリ	4GB 以上搭載すること	
4	ローカルディスク	実効容量 120GB 以上を 2 個搭載すること (C ドライブ : 120GB D ドライブ : 120GB)	
5	RAID 構成	4 に示すローカルディスクで RAID1 を構成すること	
6	外部記憶装置	DVD-RAM を 1 個搭載すること (本体に内蔵) バックアップ用の外付けハードディスク (1TB 以上) を 2 個以上用意すること	
7	ネットワーク	1000BASE-T または 1000BASE-TX 対応であること 必要ポート数 : 2 ポート	
8	USB インタフェース	USB2.0 準拠の照合情報読取装置を接続し、動作確認できること USB2.0 以上のインタフェースを 2 つ以上搭載すること	
9	ディスプレイ キーボード・マウス	・ラック関連機器の仕様に示すコンソールが使用できること	
10	照合情報読取装置	・照合情報読取装置を稼働させること	
11	その他	Microsoft Windows Server 2022 Standard Edition の動作保障がされていること 構成を実装する上で、必要となるアダプタ類／ケーブル類／電源コード等をすべて含むこと	
ソフトウェア要件			
1	オペレーションシステム	Microsoft Windows Server 2022 Standard Edition 代表端末にアクセスする接続デバイス 24 本分クライアントアクセスライセンスを調達すること	
2	照合情報読取装置 制御	・照合情報読取装置の制御が可能なこと ・AuthConductor 生体認証ミドルウェア V3 1 インストール A28792SM	指定
3	バックアップソフト	イメージバックアップを取れるソフトを含むこと 推奨 アクロニス・ジャパン社 Acronis Backup Standard Server	
4	無停電電源制御ソフト	無停電電源装置と連携して電源制御／スケジュール運転が可能なこと	
5	その他	すべてのソフトウェアが OS 上で問題なく動作すること 本仕様を実現するために必要なソフトウェアをすべて含むこと (各種インタフェースボードを制御するドライバソフトウェアなど) 地方公共団体情報システム機構から配付されるソフトウェアと連携し、問題なく動作すること	

(2) 集約ネットワーク接続ルータ 2 台

項	機能	仕様	備考
ハードウェア要件			
1	形状	EIA 基準準拠 19 インチラックに取り付けできること	
2	ネットワーク	10BASE-T/100BASE-TX/1000BASE-T 対応 接続予定機器を収納可能なポート数を有すること 必要なポート数は以下のとおり ・回線終端装置用：1 口 ・集約ネットワーク接続用ハブ用：1 口 ・コンソール用：1 口 不要なポートを閉塞する機能を有すること	
3	供給電源	AC100V (50/60Hz)	
4	冗長化プロトコル	VRRP（または HSRP）を利用し、仮想 IP（VIP）を設定することができること BGP-4、OSPF や IP SLA 等を用いてトラフィックのモニタリングや Hello パケット等で WAN 側の障害の検知をする機能を有すること	
5	ルーティング	IP アドレスをベースにフィルタリングを行うことができること	
6	帯域制御	QoS や Shaping 等を用いて IP アドレスやポート番号によって帯域制御することができること。なお、QoS は 4 段階の設定ができること（クラス 1～4）	
7	アドレス変換	県庁内のネットワークに関して静的 NAT を設定できること	
8	その他	SNMPv2、TRAP の機能を有すること SSH を利用して機器にアクセスすることができること 操作者に対しては、ユーザ認証等によりアクセス制限できること IPsec 等を用いて暗号化通信ができること	

※ 推奨機器：Catalyst C8200L

※ 2 台にてアクティブ-スタンバイ構成とすること

(3) 集約ネットワーク接続用ハブ 2 台

項	機能	仕様	備考
ハードウェア要件			
1	形状	EIA 基準準拠 19 インチラックに取り付けできること	
2	ネットワーク	1000BASE-T または、100BASE-TX 対応 接続予定機器を収納可能なポート数を有すること 必要なポート数は以下のとおり ・集約ネットワーク接続用ルータ用：1 口 ・都道府県庁内のネットワーク用：1 口 ・コンソール用：1 口 ・集約ネットワーク接続用ハブの相互接続用：2 口 不要なポートを閉塞する機能を有すること	
3	供給電源	AC100V (50/60Hz)	

4	VLAN 機能	VLAN を 2 種類以上設定する機能を有すること（タグ VLAN、ポートベース VLAN）	
5	その他	SNMPv2、TRAP の機能を有すること SSH を利用して機器へアクセスすることができること 操作者に対しては、ユーザ認証等によりアクセス制限できること 集約ネットワーク接続用ルータ（現用）と集約ネットワーク接続用ルータ（予備）間のブロードキャストの通信ができること パケットのループガードを考慮しスパニングツリー機能を有すること	

※ 推奨機器：Catalyst9200L

※ 2 台にて二重化構成とすること

(4) ネットワーク機器 4 台(うち予備機 1 台)

項	機能	仕様	備考
ハードウェア要件			
1	形状	EIA 基準準拠 19 インチラックに取り付けできること	
2	ネットワーク	100BASE-T/1000BASE-T 対応 8 ポート以上 不要なポートを閉塞する機能を有すること	
3	その他	スイッチングハブとすること インテリジェント型であること スパニングツリー機能を有すること VLAN 対応可能なこと SNMP エージェント機能を有すること	

(5) ファイアウォール 2 台

項	機能	仕様	備考
1	形状	EIA 基準準拠 19 インチ ラックマウント型（1U 以内）とすること またはトレイ等を利用してラックに搭載すること	
2	メモリ	8GB 以上搭載すること	
3	ハードディスク	240GB SSD を 1 個以上搭載すること	
4	ネットワーク	6 ポート以上有すること 1000BASE-T に対応していること	
5	USB インタフェース	USB2.0 準拠の外付け DVD ドライブを接続し、動作確認できること	
6	ファイアウォール・スループット	4Gbps 以上であること	
7	VPN スループット	2.7Gbps 以上であること	
8	IPS スループット	1.9Gbps 以上であること	
9	同時接続数	200 万以上であること	
10	接続数/秒	32,000 以上であること	
11	VLAN	1,024 以上であること。	
12	ソフトウェア	Check Point R81.20 以上を搭載すること 既設ファイアウォールのログと互換性があること	

13	機能	VPN 機能を有すること 既設ネットワーク及び都道府県サーバセグメント間の双方向の通信それぞれについてパケットフィルタリングを設定できること 既設ネットワークに対して N 対 N の静的 NAT を設定できること アプリケーションレベルで通信制御できること ファイアウォールの操作者に対しては、ユーザ認証等によりアクセス制御できること 特定の管理端末（既設のファイアウォール管理 PC）のみアクセス可能に設定できること ファイアウォールログを収集できること 設定データのバックアップを取得できること DMZ 対応していること 2 台で冗長構成（ClusterXL または VRRP）が実現できること	
14	その他	外付け DVD ドライブ（USB2.0 準拠）を添付すること 構成を実装する上で、必要となるアダプタ類／ケーブル類／電源コード等をすべて含むこと 無停電電源装置と連動し制御するソフトウェア及び接続ケーブルを付属すること	

(6) ファイアウォール用無停電電源装置 2 台

項	機能	仕様	備考
1	形状	EIA 基準準拠 19 インチ ラックマウント型（1 台あたり 2U 以内）とすること またはトレイ等を利用してラックに搭載すること	
2	性能	常時インバータ方式であること。 停電時に導入装置を安全にシャットダウンできること。 復電後に自動で再起動できること。 電源制御用ソフトウェアと連携しスケジュール運転／自動電源制御が可能であること。	
3	その他	無停電電源装置(1000VA)（ラックマウント用） ネットワーク接続ポートを装備していること。 ファイアウォールと連動し、接続動作において動作実績があること。 契約期間中のバッテリー交換を含むこと。	

(7) ネットワークプリンタ A 1 台(代表端末用)

項	機能	仕様	備考
ハードウェア要件			
1	出力用紙サイズ	A4 片面に対応していること	
2	解像度	600dpi 以上 モノクロ	
3	最大印字速度	A4 片面 28 枚／分以上であること	
4	用紙カセット	1 以上とすること（標準ホッパを添付している場合、増設ホッパは不要）	
5	ページ縮小機能	「A3→A4」の縮小が可能であること	
6	インタフェース	100BASE-TX、USB2.0 以上の各インタフェースを装備していること	
7	その他	Windows Server 2022 及び Windows11 Pro で動作可能であること 上位機器との動作を保証すること	

(8) 照合情報読取装置 1 台(代表端末用)

項	機能	仕様	備考
ハードウェア要件			
1	製品	富士通株式会社製・住基ネット用操作者認証装置 (V3) (ガイド有)「FAT13FLJL1」	指定
2	インタフェース	USB 規格 : USB2.0 準拠 USB コネクタ形状 上位装置側 : USB A タイプコネクタ) 読取装置側 : USB マイクロ B (5 ピン) タイプコネクタ 供給電源 : DC5V 500mA ただし、USB バスパワーから供給すること	
3	動作環境条件	動作環境 : 使用メモリ (OS の推奨値に準拠していること) 使用環境 : 温度 (5～35℃)、湿度 (20～80%RH 結露がないこと) 照明環境 : 自然光 (太陽光) 45000 ルクス以下 (照合時)、5000 ルクス以下 (登録時) かつ、直射日光があたらないこと 蛍光灯 45000 ルクス以下 (照合時)、5000 ルクス以下 (登録時) ハロゲン/白熱灯 9000 ルクス以下 (照合時)、1700 ルクス以下 (登録時) かつ、光がセンサー面を直射しないこと	

※代表端末 (サーバ) 及び業務端末用は、地方公共団体情報システム機構の指定製品 (富士通株式会社製 住基ネット用操作者認証装置 V3 (ガイド有) FAT13FLJL1、AuthConductor 生体認証ミドルウェア V3 1 インストール A28792SM (FAT13FPJL1 月額保守 週 5 日 8:30～17:30)、AuthConductor 生体認証ミドルウェア V3 メディアパック A287C2SL) を調達すること。

(9) 無停電電源装置 適数

項	機能	仕様
1	形状	EIA 基準準拠 19 インチ ラックマウント型とすること
2	性能	瞬電および 3 分以上の停電時に代表端末 (サーバ)、ネットワーク機器等を安全にシャットダウンさせることが可能な容量を確保すること
3	その他	代表端末 (サーバ)、ネットワーク機器等と接続し、電源管理ソフトによる自動電源制御が実施できること 契約期間中のバッテリー交換を含むこと

(10) ラック関連機器 適数

項	機能	仕様
ハードウェア要件		
1	形状	EIA 基準準拠 19 インチラック 37U とすること ラックに施錠ができること または現行の EIA 基準準拠 19 インチラック 37U を継続使用すること

2	重量および設置	各機器を搭載し、付帯する部材を含んだ状態で床荷重 300 k g /㎡を超えないこと
3	棚板	現行の棚板・トレイは継続使用可能とするが、ラックに搭載するために不足する棚板を準備すること
4	コンソール	17 インチ以上液晶ディスプレイ及びキーボード・マウスをラックに搭載すること ディスプレイは 1280×1024 ドット以上の表示、High Color (65, 536 色) 以上の表示が可能なこと キーボードは日本語キーボードとすること 接続に必要なケーブル類を含むこと

(11) 業務ログ解析ツール

項	機能	仕様
ソフトウェア要件		
1	機能	住基ネット業務アプリケーションから出力される「検索用業務アクセスログ」「業務操作ログ」「一括提供結果ファイル」をシステム管理者が簡単な操作で取得できるツールを提供すること 【コード変換】 代表端末（サーバ）に転送したアクセスログファイルを UTF8 コード形式から SHIFT-JIS コード形式に変換できること 【ログ保存】 代表端末のディスク上に上記変換を行ったファイル（SHIFT-JIS コード形式）を保存できること 上記ファイルを外部記憶装置及び特定の端末に保存できること 代表端末に保存された不要ログを削除できること 【ログ検索】 特定の業務端末から上記ログ等の検索が実施できること
2	その他	機能実現に必要なソフトウェアをすべて含めること 上記ログ等の仕様については、地方公共団体情報システム機構が示す外部インタフェースの仕様に準拠し、動作確認されたものであること ログ取得からログ（検索用）作成までの一連の操作を極力自動化すること ログ集計により、業務端末に接続された操作者情報毎の検索件数及び住基ネット利用所属毎の検索件数を表示し一覧表として印刷できること

(12) 指定情報処理機関から配布されるソフトウェア

次のソフトウェアが問題なく作動すること。

項目	機能	製品名	製造元
代表端末	ファイルデリバリソフト	ESMPRO/DeliveryManager エージェント	日本電気(株)
		ESMPRO/DeliveryManager クライアント	日本電気(株)
		ESMPRO/FileTransfer	日本電気(株)
	ウイルス除去・検出ソフト	FFRI yarai	FFRI(株)
		Windows Defender	マイクロソフト

以上

別紙２ 機器等更新作業の仕様

1 作業の内容

作業を行うにあたっては、本県の指示に基づき次の作業を実施すること。

2 機器等設置作業

- (1) 調達機器等の導入にあたり、本県設置の分電盤以降の作業（ブレーカーへの接続・電源ケーブルの敷設・機器用コンセントの設置・調達機器等への接続等）は受託者が実施すること。分電盤からの調達機器間の電源供給のために必要な費用は、本調達に含むものとする。作業にあたっては、事前に電気容量計算書を提出し、本県の承認を得た上で、適切に実施すること。
- (2) 機器等は、本県が指定した場所に納入すること。
システム稼動に影響を与えないよう注意して納入すること。
- (3) ケーブル配線については、十分な余長を持たせること。
- (4) 機器等の搬入・組み立て後の空箱等の搬入材を速やかに撤去すること。
- (5) 設置について不明な点が生じた場合、本県と受託者にて協議するものとし、対応について指示を受けること。
- (6) 本仕様書に記載されていない事項であっても、機器等の機能上、具備すべき必要があると認められる場合は、受託者の責任において実施すること。
- (7) 他システムと調整する事項が発生した場合は、受託者は協力して調整を図ること。

3 機器等設定作業

本調達案件は、機器等の供給のみならず、ソフトウェア及びシステムの移行、設定等のS E作業が必要である。作業にあたっては、本県の指示のもと迅速な対応を行うこと。なお、既設機器に設定変更が必要な場合、既設構築事業者と調整し対応すること。また、本システムを運用するためのソフトウェア等について、問題なく動作することを確認するとともに、導入後に不具合があった場合は、問題なく動作するまで作業及び立会いを実施すること。

(1) 機器等設定作業内容及び確認事項

- ① サーバ機器等のBIOS設定
- ② ハードディスクのパーティション分割
- ③ OS・ソフトウェア等のインストール及び必要なパラメータの設定及びパッチ適用、動作確認、総合試験の実施。
- ④ 各機器等におけるネットワーク接続、疎通の確認。
- ⑤ 現行システム稼動に必要なすべての初期設定作業及び付帯作業を実施すること。
- ⑥ その他
 - ・ライセンス登録等が必要なものについては、本県担当者の指示に従い登録申請を実施すること。

- ・システム稼動期間までに機器等設定作業を完了すること。

(2) 提出すべき書類

次の書類（紙媒体 1部 電子媒体 1部）を提出すること

- ・ 機器等設定書 1式
- ・ システム設計書 1式
- ・ 試験報告書 1式
- ・ 機器等添付のマニュアル 1式
- ・ ラック搭載図 1式
- ・ 調達機器等の「シリアル番号」「プロダクトID」「ライセンスキー」等を一覧にまとめ、EXCELファイルで提出すること。

その他必要な書類は協議のうえ決定する。

(3) 特記事項

- ① 新旧機器切替日までの間に発生した機器等の障害については、本県として引渡しを受けていないため、受託者側で対応すること。また、掛かる経費についても本調達に含むものとする。
- ② 新旧機器切替日までの消耗品（評価のための紙、トナー等）については、本調達に含めること。

以上

別紙３ 保守等の仕様

1 保守概要

システムが常に完全な機能を保つように、調達機器の保守作業を行うこと。保守作業にあたっては、地方公共団体情報システム機構との円滑な協力体制を実現すること。

2 保守要件

以下の作業を受託者の責任において確実に実施すること。なお、下記に示す内容は必須条件であり、これ以外の内容についても県の業務に影響を与えないよう必要に応じて実施すること。

(1) 基本要件

- ① 障害時の連絡対応、問診窓口を一本化すること。
- ② 障害切り分け作業
他のシステム構築関係業者に障害が起因する場合には、必要に応じ、当該業者への連絡を行うこと。
- ③ 県の連絡後、おおむね２時間以内に設置場所に到達できること。
- ④ 原則として障害時の即時対応ができる体制であること。
- ⑤ 即時での保守対応が困難な部品がある場合には、あらかじめ県に明示すること。

(2) 定期保守、障害時保守共通事項

- ① 保守対応
「別紙１」記載の賃貸借機器 一式（ソフトウェアを含む。）
- ② 作業時間
(ア) 定期保守は、県と協議の上決定すること。
(イ) 障害時保守は、通常運用時間（月曜日～金曜日 ８：３０～１７：１５）を原則とする。ただし、障害の内容に応じ県が必要と判断した場合は、上記時間以外でも対応を行うこと。
- ③ 保守部品の準備
保守作業に使用する交換用部品等が必要となった場合、速やかに入手できる手段、経路を確保しておくこと。
- ④ 保守方法
原則としてオンサイトの保守を行うこと。
- ⑤ 費用負担
特段の定めがあるものを除き、保守に要する経費（部品の購入費等）は、県と協議の上決定する。

(3) 定期保守等

- ① 作業内容
(ア) 機器等を正常な状態に保つために必要な作業
(イ) 県の指示に基づき、利用していない又は不正に接続されたＬＡＮケーブル

ルの撤去など

(ウ) 定期点検マニュアル等、定期点検に必要な書類に相違がある場合は修正を行うこと。

② 障害予防

定期保守作業により、障害部位が発見された場合や障害発生可能性がある状態を確認できた場合は、予防保守として当該部位の部品交換等、必要な措置をとること。

③ 保守周期

(ア) 1回以上／12ヶ月

(イ) 時期、回数については県と協議すること。また、作業結果について、県へ報告すること。

(4) 障害時保守

① 作業内容

(ア) 障害箇所の特定（ハードウェア／ソフトウェア）及び原因除去のための適切な対処

(イ) 障害回復後の正常動作確認（ハードウェア／ソフトウェア）

(ウ) 各部調整

(エ) 県の職員等の取り扱いに起因する障害の場合、予防のための指導・助言

② 障害回復

(ア) 県の作業指示後、設置場所への到着はおおむね2時間以内とする。

(イ) 到着後、速やかに作業開始とするが、回復に長時間(概ね6時間以上)を要する場合は、県に連絡し指示を仰ぐこと。

③ 完了報告

保守担当部門は、障害時保守における作業が完了した場合、その都度、県に完了報告書を提出すること。

3 保守部品

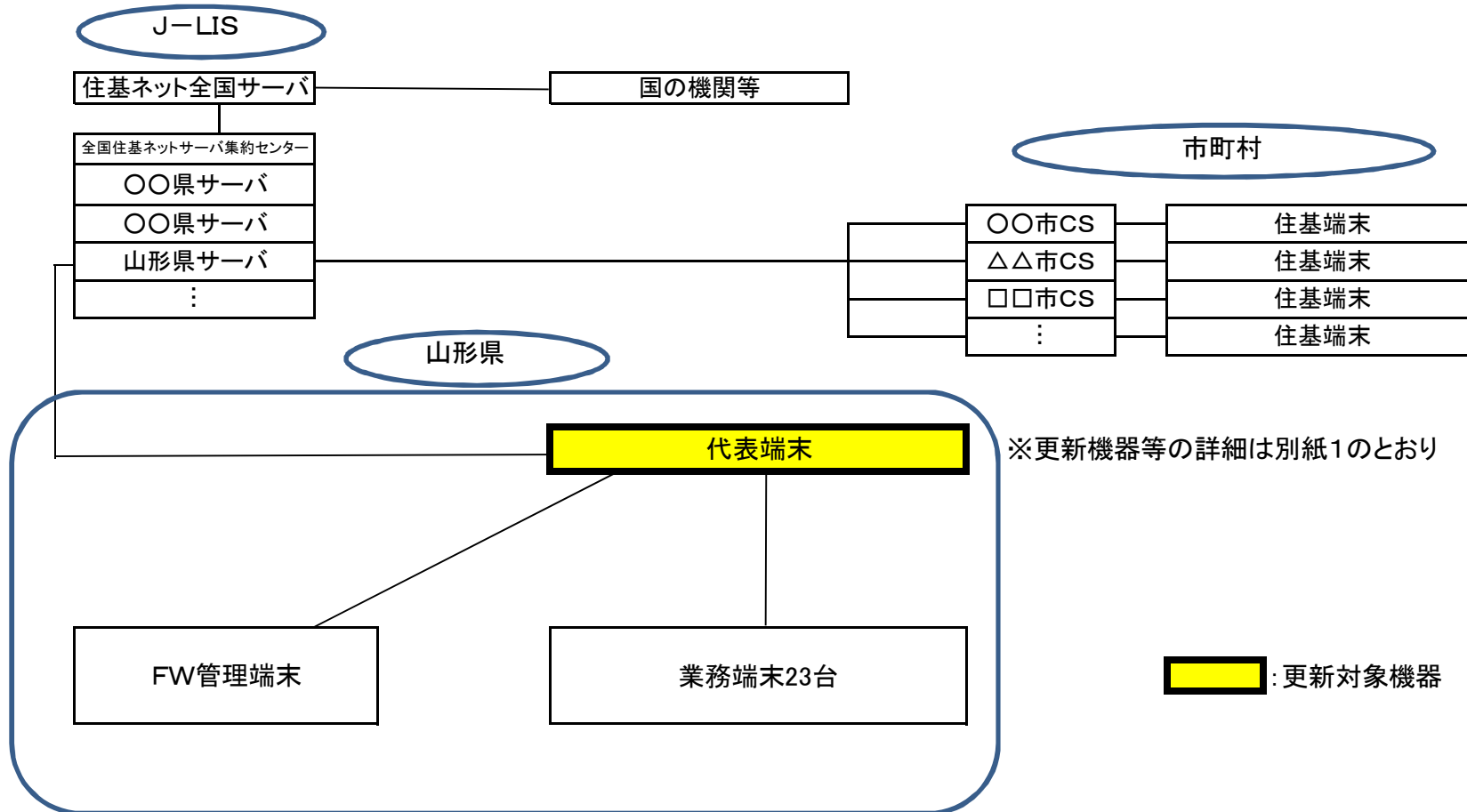
撤去までの期間、保守部品（付属品、サーバ機等導入時のソフトウェアを含む。）を常時保有するとともに供給／調達を保証すること。

4 保守体制その他

賃貸借物品の中に他社製の機器及びソフトウェアがある場合は、全て保守対象とし、一つの窓口で対応すること。

以上

山形県住民基本台帳ネットワークシステム機器更新概念図



別紙5 スケジュール (案)

項	システム名	作業内容	令和7年度												令和8年度												令和9年～12年度	
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	・・・	
1	住民基本台帳 ネットワークシステム	契約					◆																					
		機器手配																										
		設定作業																										
		移行等																										
		機器等更新作業								◆																		
		操作説明																										
		新システム稼動								◆ 切替																		
		新旧システム併設（切替及び確認期間）																										
		運用支援																										
		機器等の保守、リース期間																										

令和12年11月30日迄